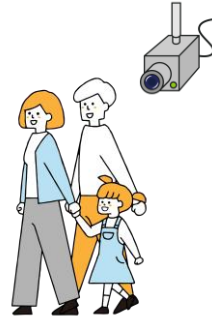


# 令和8年度版 自宅等防犯カメラ設置推進事業 補助金申請の手引き



市民が自ら居住する住宅や管理組合等によって組織されている共同住宅へ設置する防犯カメラの費用の一部を補助します。

## －目次－

- 1 補助対象者・設置場所
- 2 補助対象機器
- 3 補助金額
- 4 申請受付期間
- 5 申請の流れ
- 6 申請方法
- 7 申請書類
- 8 遵守事項

住宅に設置する防犯カメラの設置に関する費用の一部を補助することで、市民一人ひとりが、犯罪のない安全で安心なまちづくりを図ることを目的としています。

## 1 | 補助対象者・設置場所

	戸建て等 <small>住戸につき1回</small>	共同住宅 <small>年度につき1回</small>
補助対象者	<p><u>自宅に防犯カメラを設置する個人で、以下の項目をいずれも満たす方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該申請地で居住実態があり、かつ、住民基本台帳に記録されている。</li> <li>・ 市税の滞納がない。</li> <li>・ 住宅の所有者又は世帯主</li> </ul>	<p><u>共同住宅の管理組合</u></p>
設置場所	<p><u>一戸建て住宅</u> ※以下含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長屋（共用廊下や共同階段がない）</li> <li>・ 二世帯住宅（各世帯に専用の玄関、台所、トイレ等を有し、各世帯で独立した生活が可能な住戸）</li> </ul>	<p><u>共同住宅の屋外（エントランス、駐車場出入口等）</u></p>

### 問い合わせ先

市民部防犯交通安全課 防犯対策室 防犯カメラ補助金担当

✉a9140@city.tokorozawa.lg.jp ☎04-2998-9140 FAX：04-2998-9491

令和8年5月発行

## 2 | 補助対象機器

以下の項目全て満たす防犯カメラ。（注記1）

- 令和8年4月1日以降に購入したもの。
- 屋外を継続して撮影するもの（注記2）
- 夜間の撮影が可能であるもの
- 防塵防水規格 I P 65以上の防塵防水性能を有するもの
- 撮影した画像を記録するSDカード等のデータの取り出しができるもの（注記3）
- 未使用品
- リース品ではないもの

注記1：原則、撮影範囲は敷地内とします。万一、敷地外が撮影範囲に入る場合は、その場所の所有者等に事前に同意を得る必要があります。

注記2：人や物の動きに反応し撮影・録画を開始する人感センサータイプの防犯カメラも補助の対象です。

注記3：画像等の記録方法（SDカードやクラウド型など）の指定はありませんが、警察の捜査や裁判所が発行する令状に基づく場合、又は個人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合は、速やかに提供することになります。記録媒体のデータを見て、データを提供することができる状態を維持してください。

## 3 | 補助金額

補助対象経費の1/2以内 上限2万円

補助対象経費	補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"><li>• 防犯カメラ購入費</li><li>• 録画に要するSDカード等の電磁記録媒体（1基につき1枚まで） ※すでに電磁機器媒体が付属している場合は対象となりません。</li><li>• 設置工事費 ※カメラの設置のみを対象とした工事費で本体と一体で行うものに限ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 防犯カメラの保守、修繕等の維持管理、移設、撤去、処分にかかる費用</li><li>• 防犯カメラを設置するための手続きに関する費用（送料を含む）</li><li>• 防犯カメラ設置以後に発生する消耗品や電気料金、回線使用料など</li><li>• 防犯カメラ設置場所の土地や建物の使用・取得・補償にかかる費用</li></ul>

※2基以上の設置も可能ですが、上限額は同じです。

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。

※販売店で商品代金から割引があった場合（クーポン割引など）・ポイントの使用分や金券・商品券を利用した支払いは割引と同様の扱いとして、割引後の支払額を補助対象経費として計算します。

※支払方法は現金、電子決済、クレジットカード等問いませんが、領収書等申請者本人が支払ったことが分かる書類が必要です。

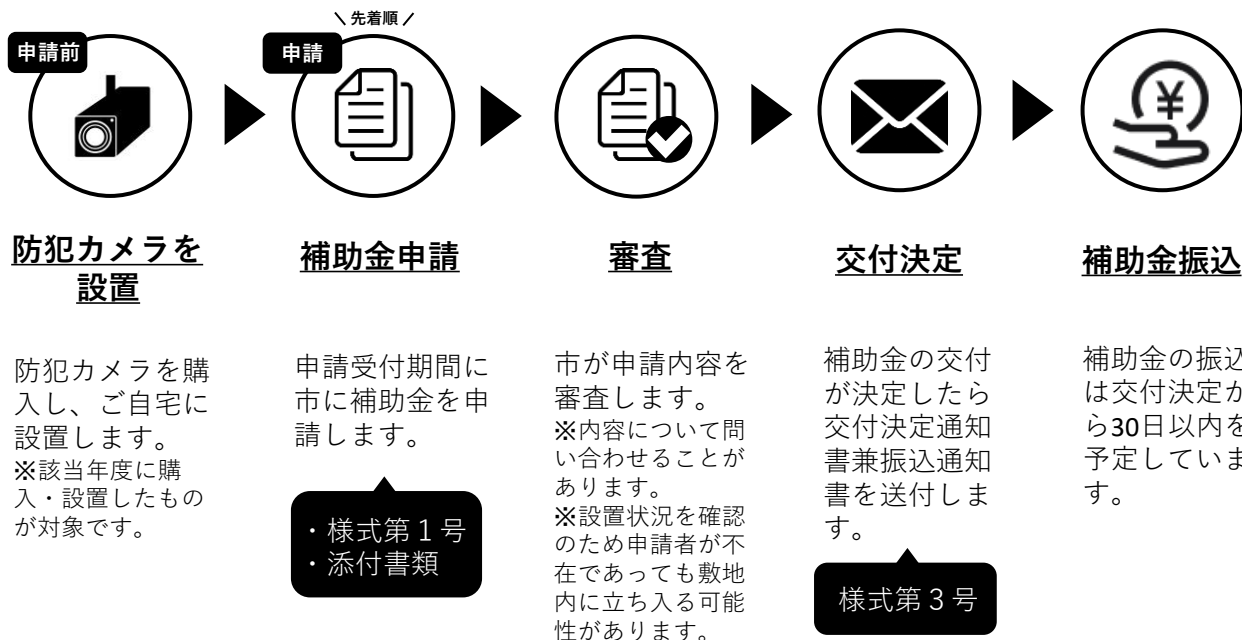
## 4 | 申請受付期間

申請期間	第1期	6月1日（月曜）～7月31日（金曜）	申込枠約400人
	第2期	9月1日（火曜）～10月30日（金曜）	申込枠約400人
	第3期	12月1日（火曜）～1月29日（金曜）	申込枠約200人

※申請は3期に分けて受け付けます。申請受付期間外に提出いただいても受付できません。

※各期ごとの予定枠があります。先着順で受け付け、予算枠が埋まり次第、申請受付期間でもその期の受け付けは終了となります。

## 5 | 申請の流れ



## 6 | 申請方法

### 窓口・郵送提出の場合

市民部防犯交通安全課 防犯カメラ補助金担当宛

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所5階（窓口は市役所開庁時のみ）

※郵送による事故等の責任は負いかねます。配送状況が追跡できる形での発送をお勧めします。

※郵送申請の申請日は消印日ではなく当課への到達日とします。

### 電子申請の場合

電子申請フォームはこちら→

準備中

### 注意事項

- ・ 申請受付期間終了後に到達した申請書類は、受付できません。
- ・ 申請方法に関わらず、書類不備があった場合は、受付できません。
- ・ 申請は、住戸ごとに1回限りです。
- ・ 共同住宅（管理組合）は、1年度につき1回限りです。
- ・ 書類に不足・不備等があった場合は担当より連絡します。申請書には日中に連絡が取れる連絡先を記入してください。

# 7 | 申請書類 ★印は所沢市のホームページからダウンロードできます

## 必要な書類

必要書類	書類作成上の注意
① 所沢市自宅等防犯カメラ設置推進事業費補助金交付申請書兼請求書（自宅用）（様式第1号）★	<ul style="list-style-type: none"><li>申請書への押印は不要ですが、記載内容を修正する場合は該当箇所に必ず申請者印で訂正印（朱肉を使うタイプの印鑑）をお願いいたします。</li><li>※請求額及び口座情報は訂正印不可(書き直してください)</li><li>補助対象経費（税抜）、交付申請額をご記入ください。</li><li>振込先は申請者の口座としてください。</li><li>消せるボールペンは使用できません。</li></ul>
② 防犯カメラであることが確認できるカタログ又はパンフレット等	要件を満たしていることが分かる部分をご準備ください
③ 防犯カメラの領収書等	<ul style="list-style-type: none"><li>申請者氏名、購入日（令和8年4月1日以降）、購入金額及び販売店等の購入先の名称の記載があるものをご準備ください</li></ul>
④ 防犯カメラを設置したことがわかる写真	<ul style="list-style-type: none"><li>カラーで撮影・印刷してください。</li><li>台紙★に添付</li></ul>
⑤ 申請者の自宅の全景が分かる写真	<ul style="list-style-type: none"><li>カラーで撮影・印刷してください。</li><li>台紙★に添付</li></ul>

## 必要な場合添付する書類

必要な場合	必要な書類
賃貸住宅の場合	所有者又は建物管理者が防犯カメラの設置を承諾したことが分かる書類
共同住宅の場合	管理組合が防犯カメラの設置を承諾したことが分かる議事録等の写し

# 8 | 遵守事項

補助金の交付を受けた方は、次に掲げる事項を遵守してください。

- 1 取得した財産等を適正に管理すること。
- 2 市長の承認を受けずに、取得した財産等を譲渡、貸し付け、又は担保に供しないこと。ただし、当該補助対象事業の完了の日から5年間が経過したときは、この限りでない。
- 3 補助事業に係る関係書類等を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- 4 取得した画像は、記録時の状態のままで保存し、加工等をしないこと。
- 5 画像の取得及び管理にあっては近隣住民のプライバシー保護に配慮すること。
- 6 画像及び画像から知り得た情報等をみだりに第三者に漏らさないこと。
- 7 取得した画像を補助金交付要綱に掲げる目的以外のために利用し、又は提供し、若しくは閲覧させないこと。
- 8 画像の保存期間を概ね2週間とし、保存期間の終了した画像は確実に消去すること。
- 9 防犯カメラが不要となった場合には、データを完全に消去するなどした上で撤去すること。